

○志木市環境基本条例

平成15年12月24日

条例第31号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第11条—第21条）

第4節 国、埼玉県及び他の地方公共団体との協力等（第22条・第23条）

第3章 志木市環境審議会（第24条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するとともに、これを将来

の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生でき、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下、協力して積極的に推進されなければならない。

4 地球環境の保全及び創造は、人類共通の課題であり、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害(環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。以下同じ。)を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成するとともに、これを公表するものとする。

(自然の保全及び再生)

第8条 自然の保全及び再生については、志木市自然再生条例（平成13年志木市条例第18号。以下「自然再生条例」という。）で定めるところによる。

## 第2章 基本的施策等

### 第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

第9条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、志木市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び基本的な施策の方向
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ事業者

及び市民の意見を聴いた上、志木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

#### (環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

#### (環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然に影響を及ぼすと認められる事業を実施するに当たっては、自然再生条例に基づき、自然の保全及び再生に努めるものとする。

3 市は、人と自然との触れ合いが確保できる快適な環境の保全及び創造に資する公園、緑地その他の公共的施設の整備並びにその健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (資源の再使用等の促進)

第13条 市は、循環型社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深められるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### (市民団体等の環境保全活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体（以下「市民団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活

動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び公表)

第16条 市は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に公表するよう努めるものとする。

(事業者等の意見の反映)

第17条 市は、事業者及び市民の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全)

第21条 市は、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全及び創造に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4節 国、埼玉県及び他の地方公共団体との協力等

(国、埼玉県及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民団体等との協働の組織整備)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関し、事業者及び市民と協働して取り組むため、市民団体等からなる組織を整備するものとする。

### 第3章 志木市環境審議会

(設置)

第24条 市の区域における環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として志木市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害の発生源の監視の方法及び市長が行う公害の防止のための措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造についての基本的事項に関すること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### 第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(志木市公害防止条例の廃止)

- 2 志木市公害防止条例(昭和49年志木市条例第16号)は、廃止する。

(志木市公害防止条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の志木市公害防止条例(以下「旧条例」という。)第14条第1項の規定による事故の報告又は同条第2項の規定による復旧工事を完了した旨の届出で、この条例の施行の日の前日までに行われていないものについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に市長が旧条例第12条の規制基準に適合していないと認めた事案に基づく旧条例第15条から第17条までの規定による改善勧告、改善命令及び改善措置の届出については、なお従前の例による。

(環境基本計画に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に策定されている環境に関する市の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された環境基本計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 7 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略